

平成25年度国民健康保険特別会計決算について
―誰もが安心して医療を受けられるように―

国民健康保険は、「国民皆保険制度の最後の砦」として重要な役割を担い、職場の健康保険や後期高齢者医療制度に加入している人、生活保護を受けている人を除くすべての人が加入することになっています。

国民健康保険（国保）の主な役割は、加入者の皆さんが支払った国民健康保険税（国保税）などから、加入者の皆さんが医療機関などにかかったときの医療費を負担することです。

9月に行われた定例議会で平成25年度の決算が認定されましたので、その概要をお知らせします。

須恵町国保の加入状況（平成25年度末）

町の総人口2万7205人（平成26年3月末）に対し、一般被保険者および退職被保険者を合わせた国保の被保険者数は7168人で加入率は26.3%（対前年同月比0.2ポイント減）となっています。

決算状況

平成25年度の国民健康保険特別会計

【平成25年度 国民健康保険特別会計決算】

歳入	区分	内容	金額	構成比	
		国民健康保険税	国保加入者からの税金	5億3691万2千円	16.1%
	国・県支出金	国・県からの負担金・補助金	11億3008万1千円	34.0%	
	共同事業交付金	基準以上の高額な医療費支払いに対する交付金	4億5030万6千円	13.5%	
	療養給付費交付金	退職被保険者等医療費に対する交付金	1億5095万5千円	4.5%	
	前期高齢者交付金	各保険者間の医療費の不均衡を調整するための交付金	6億1750万3千円	18.6%	
	繰入金	一般会計からの繰入金	4億3189万1千円	13.0%	
	その他	督促手数料・延滞金などの諸収入	950万円	0.3%	
	合計		33億2714万8千円	100.0%	
歳出	区分	内容	金額	構成比	
		保険給付費	保険で給付した医療費、出産・葬祭費など	22億9757万円	69.1%
		後期高齢者支援金等	後期高齢者医療制度にかかる医療費の支援金	3億7521万9千円	11.3%
		介護納付金等	介護給付費支払いのための納付金	1億4838万3千円	4.5%
		共同事業拠出金	基準以上の高額な医療費支払いのための拠出金	3億9250万2千円	11.8%
		総務費	国保事業運営の事務費など	3857万5千円	1.2%
		保健事業費	特定健診などの事業費	898万2千円	0.3%
		その他	前年度交付金等に係る精算返還金など	6146万8千円	1.8%
	合計		33億2269万9千円	100.0%	

は3億7521万9千円（対前年度比8.2%増）、高額な医療費支払いのための共同事業拠出金は、3億9250万2千円（対前年度比3.2%減）となっています。これらの3つで歳出の約92%を占めています。

医療費と保険税

歳出の約69%を占める保険給付費の1人当たりの医療費は37万5431円（対前年度比6.7%増）となり、国保の負担額は27万4099円（対前年度比6.5%増）となっています。

歳入の約16%を占める国保税の1人当たりの税額は7万9232円（対前年度比0.8%減）で、現年度分の収納率は88.6%（対前年度比0.4ポイント減）となっています。

この1人当たりの保険給付費と国保税額の差額は国・県からの交付金や須恵町の一般会計からの補てんでまかなわれています。

このように国保は、医療費を国保税と国および県の交付金などでまかなう仕組みになっています。加入者全員で支えあって成り立つ制度であり、国保税を確保することは大変重要な意味を持っています。

医療費の適正化に向けて

決算状況から国保財政は保険給付費が大幅に伸びている反面、国保税収入が下がり苦しい状況になっていることが分かります。

増え続ける医療費の適正化を図り、健全な国保財政を運営していくためには、一人ひとりが決められた国保税をきちんと納付するとともに、健康管理に努め、健康の維持増進を心がけていくことが必要です。

須恵町国保では医療費の節減のため、特定健診（糖尿病などの生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的とした健診）の受診による病気の早期発見・早期治療を推進しています。40歳以上の人は積極的に特定健診を受診しましょう。

また、低価格で安全性や効き目は新薬と同等と認められています。ジェネリック医薬品を推奨しています。ジェネリック医薬品で薬代の負担を軽くしてみませんか。

限られた医療資源を有効に利用し、持続可能な保険制度にするために皆さんのご協力をお願いいたします。

特定健診を受けていない皆さんへ

※須恵町特定健診受診率26.2%
 （平成26年10月1日現在）

普段から健康には自信がある人、これまで病気をしたことがない人でも、これからも健康でいられる保証はありません。そうした人たちを含め、すべての国民が健康を維持し少しでも早く病気を発見できるようにするために始めたのが特定健診制度です。

生活習慣病は肥満の人がかかると思われがちですが、実際にはやせていても高血圧や糖尿病になるケースがあります。こうした点も考慮しながら、肥満者への対応を含めて、特定健診・保健指導を推進できるように改善され、よりきめの細かい健康管理を行えるようになりました。

「仕事が忙しい」「面倒くさい」などの理由で健診を後回しにしてしまっている人はいませんか？ 仕事を頑張れるのも、休日を有意義に過ごせるのも、健康であればこそということを認識しておきたいものです。特定健診の案内が届いた人は必ず受診するようにしてください。

「受けておけばよかった」では遅いのです。

▼実施期間 12月20日（土）まで
 ※月曜日から土曜日（祝日を除く）

▼実施医療機関

正信会 水戸病院 健診センター
 ☎9355・3799

▼健診内容 問診・計測・血圧・診察・血液検査・尿検査

▼自己負担金 500円

▼受診方法 電話で実施医療機関にお申し込みください。

なお、受診の際は7月に役場から送付された特定健診受診券、国民健康保険被保険者証、前年度健診結果票（前年度受診された人）を持参してください。

※特定健診を受けることができるのは年に1回です。

▼問合せ先
 住民課 国民健康保険係
 ☎932・1467（ダイヤルイン）
 ☎932・1151（内線117）

